

別表

平成 29 年度民間社会福祉施設運営基金助成事業一覧

1 特別助成

区分	事業名	事業の概要 ※1	助成対象 ※2	助成率	助成上限額
1	先駆的・研究事業に対する助成	地域福祉や職員の資質向上等を目的とした先駆的な取り組みで、実施に2年を要する事業又は2年継続することで効果や成果が発揮される事業に対して助成する。ただし、プレゼンテーションによって、その成果や効果が他の模範となるような事業であると認められるものに限る。	社会福祉法人 社会福祉法人が経営する社会福祉施設 NPO 法人及び医療法人が経営する障害者 自立支援法指定事業所 地域活動支援センター 各種別協議会	7/10	1,500 千円 (2 年間で 3,000 千円)

下記のテーマを優先的に採択するものとする。

- ①地域における新たな相談・見守り体制の構築
- ②世代間交流を促進する常設型のコミュニティづくり
- ③既存の制度では対応できない生活支援サービスの実施

※①～③について、多様な関係機関や住民等と連携した取り組みを条件とする。

※1 経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費)、パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費、助成が適切でないと判断される経費(視察・研修旅行費、研修参加費、飲食費等)は助成対象にはなりません。

※2 各支援センターは助成対象から除きます。(地域活動支援センターのみ対象とする。)

※3 特に先駆的な取り組みであると判断された場合、県社協が開催する研修会等の際に、研究成果の発表を行うこととします。

※4 実績報告書提出時に領収書の写しまたはこれに代わるものを添付してください。

※5 交付要望書の期限は、平成 29 年度から実施する事業は平成 29 年 7 月末、平成 30 年度から実施する事業は平成 29 年 12 月末となります。